

連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理

平成 21 年 2 月 6 日
企業会計基準委員会

目次	項
目的	1
背景	2
論点整理を行う範囲	8
論点	9
【論点 1】 支配の定義と支配力基準の適用について	9
【論点 2】 連結対象となる企業について	25
【論点 3】 特別目的会社の取扱いについて	38
【論点 4】 特別目的会社に関する開示について	70
【論点 5】 支配が一時的な子会社について	82
参考（取引例）	
[取引例 1] 金融資産の流動化	
[取引例 2] 不動産の流動化	
[取引例 3] 顧客の資産の流動化	
参考（開示例—平成 20 年（2008 年）12 月に公表された IASB 公開草案から）	
[開示例 1] 非連結の組成された企業への関与の性質と程度	
[開示例 2] 非連結の組成された企業に関連するリスクの開示	

目 的

1. 本論点整理は、国際的な会計基準やその動向を踏まえ、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点を示し、今後の議論の整理を図ることを目的としている。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見も参考に、今後、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する会計基準等の取りまとめに向けた検討を続けていく予定である。

背 景

2. 平成 9 年 6 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（以下「連結意見書」という。）及び改訂された「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）では、子会社の判定基準として、従来の持株基準に代えて、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が導入されている。また、平成 10 年 10 月に同審議会から公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）では、支配力基準の適用等が整理されている。
3. また、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いでは、一定の要件を満たした特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）の子会社に該当しないものと推定するとしている。

（参考）子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三 「特別目的会社の取扱い」（抜粋）

特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、上記一にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

4. 平成 17 年 11 月に開催された第 10 回テーマ協議会は、近年、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関す

る企業及び監査人の判断が相当に難しくなっていることから、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」を当委員会に提言し、当委員会では、平成 18 年 2 月に特別目的会社専門委員会を設置し、その検討を開始した。

5. 当委員会では、当面の対応として平成 19 年 3 月に、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）の概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を公表した¹。これは、支配力基準を導入した連結原則において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、当委員会では、今後、この取扱いについて検討することとしているものの、開示対象特別目的会社については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられたことによる²。
6. 当委員会では、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）と共同で公表した「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）も踏まえ、引き続き、特別目的会社専門委員会における専門委員による討議など幅広い審議を重ねてきた。これには、IASB から平成 20 年（2008 年）12 月に公表された公開草案（ED）第 10 号「連結財務諸表」（以下「IASB 公開草案」いう。）に関する検討も含まれる。今般、当委員会では、これまでの議論を論点整理として公表し、今後、この論点に関する会計基準等の開発に資するよう、広く意見を求めることとした。
7. なお、親会社及び子会社の定義については、連結原則及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いに定めがあるが、今後、当該事項に関しては、平成 20 年 12 月に公表された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）が優先して適用される。連結会計基準は、原則として平成 22 年 4 月 1 日以後適用されるが、連結の範囲に関しては、連結原則又は子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いと同様の内容であり、また、論点整理は、今後の会計基準等の開発に資するという性格であることに鑑み、本論点整理では、連結会計基準における定めを前提に論点を整理している。

¹ 企業会計基準適用指針第 15 号は、四半期財務諸表における取扱いを明確化するために、平成 20 年 6 月に改正されている。

² なお、当委員会では、関連する会計問題への検討ニーズに対応して、平成 18 年 9 月に実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」及び実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表し、また、平成 19 年 8 月に実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」を公表している。

論点整理を行う範囲

8. 本論点整理では、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い（【論点3】）及びそれに関する開示（【論点4】）についての論点を示すものであるが、それらの論点に関連するものとして、他の企業に対する支配の定義や支配力基準の適用（【論点1】）、連結対象となる企業（【論点2】）など、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえた改善の是非なども検討する。さらに、連結の範囲に関連して国際的な会計基準と異なっている支配が一時的な子会社（【論点5】）についても整理している。

論 点

【論点1】 支配の定義と支配力基準の適用について

検討事項

9. 連結財務諸表は、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる集団（企業集団）を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成される（連結会計基準第1項）。我が国において、連結財務諸表に含まれる子会社の判定に関しては、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準が適用されている。ここでは、他の企業に対する支配の定義や支配力基準の適用について、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに資するように、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえた改善の是非を検討する。

我が国の会計基準における取扱い

10. 連結会計基準第6項において、「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいうとしている。また、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなすとされている。これらは、連結原則及び子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いで定められているものと実質的に同じものである。
11. 平成20年12月に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）において、企業結合は、一般的には連結会計基準にいう他の企業の支配の獲得も含むとしている（企業結合会計基準第66項）。一方、企業結合会計基準において「支配」とは、ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を

享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう（企業結合会計基準第7項）としており、連結会計基準と完全に同一ではない。

12. また、連結会計基準では、親会社、すなわち、他の企業の意味決定機関を支配している企業とは、次の企業をいうとしている。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない（連結会計基準第7項）。

(1) 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業

(2) 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業

① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

④ 他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

⑤ その他他の企業の意味決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

(3) 自己の計算において所有している議決権（当該議決権を所有していない場合を含む。）と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であつて、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業

13. このように、連結会計基準では、緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者（緊密な者）や自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者（同意している者）の考え方をを用いることにより、議決権の所有割合が 100 分の 50 以下であっても、事実上支配している企業を連結の範囲に含めるものとしており、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う支配力基準が、我が国において既に広く採用されている。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

14. 国際財務報告基準（IFRS）では、国際会計基準（IAS）第 27 号「連結及び個別財務諸表」において、「親会社」とは、1 つ以上の子会社を有する企業をいい、「子会社」とは、他の企業により支配されている企業をいうとされている。また、「支配」とは、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務及び経営方針を左右するパワー（力）をいい、次の場合に支配が存在するとされている。
- (1) 親会社が、直接的に又は子会社を通じて間接的に、ある企業の議決権の過半数を所有している場合（ただし、当該所有が支配とならないことが明確に示されるような例外的状況を除く。）
 - (2) 親会社が、ある企業の議決権の過半数を所有していないときでも、1)他の投資者との契約によって議決権の過半数に対するパワーを有する場合、2)法令又は契約によって企業の財務及び営業の方針を左右し得るパワーを有する場合、3)取締役会又は同等の経営機関の構成員の過半数を選任又は解任するパワーを有し、企業の支配が当該機関によって行われる場合、4)取締役会又は同等の経営機関の会議において過半数の投票権を有し、企業の支配が当該機関によって行われる場合
15. 企業結合における会計処理やその連結に与える影響は、IAS 第 27 号ではなく、IFRS 第 3 号「企業結合」で取り扱われている。ただし、IFRS 第 3 号においても「支配」とは、IAS 第 27 号と同じように、企業活動からの便益を得るために、その企業の財務及び経営方針を左右するパワーとしている。

（米国会計基準における取扱い）

16. 米国会計基準では、会計研究公報（ARB）第 51 号「連結財務諸表」（以下「ARB 第 51 号」という）において、ある企業が、直接又は間接に、他の企業の支配的財務持分を有する場合、連結財務諸表は個別財務諸表より意味があり、通常、連結財務諸表は適正な表示のために必要と仮定されているとしている。支配的財務持分を有するための通常の条件

は、議決権の過半数を有することであるため、一般的なルールとして、他の企業の 100 分の 50 を超える議決権付株式を直接的に又は間接的に有していることが連結の条件となる。議決権の過半数を有することは子会社を支配する一般的な手段ではあるが唯一の手段ではないため、連結財務諸表の対象となる連結グループは、支配に基づくべきであるとされているものの、ARB 第 51 号の中では支配の定義³については具体的に示されていない。

(国際的な会計基準の動向)

17. IASB では、平成 15 年（2003 年）6 月に連結プロジェクトを議題に加え、IAS 第 27 号及び解釈指針委員会（SIC）第 12 号「連結－特別目的会社⁴」に代わる単一の IFRS を公表することを目標とした議論を行っている。平成 20 年（2008 年）12 月に公表された IASB 公開草案では、他の企業に対する支配を「ある企業が自らのためリターンを生み出すように、他の企業の活動を左右するパワーを有していること」と定義している。また、支配の有無を判断する際には、パワーの要素とリターンの要素の両方を考慮しなければならないとし、次のような説明を加えている。

- (1) ある企業が他の企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定できる場合、その企業は他の企業の活動を左右するパワーを有している。また、何らかの事象が生じたときにリターンを変動させる活動に関連する行動をとることができることや、事前に決定された戦略的な営業及び財務の方針が予想される事態に対応して（ある企業が）とるべき行動を特定しているような場合も、他の企業の活動を左右するパワーを有している。
- (2) 他の企業への関与から生じるリターンは、その企業の活動によって変動し、プラスにもマイナスにもなり得る。親会社に生じるリターンには、配当や子会社から分配されるその他の経済的な便益、親会社に帰属する子会社の価値の変動、契約による報酬の他、自らの資産と子会社の資産とを組み合わせる自らの価値を増加させるようなことや費用の削減も含まれる。

18. このように、IASB 公開草案では、パワーの要素とリターンの要素の両方を含む IAS 第 27 号における現在の支配の定義と同様に、双方の要素は関連しており共に考慮しなければならないとしている。また、IASB 公開草案は、前項でも示したように、支配は、自らのリターンのために他の企業の営業及び財務の方針を左右することができる場合だけで

³ なお、SFAS 第 57 号「関連当事者の開示」において、「支配」とは、所有関係や契約その他により、企業の経営の方向性や方針を左右する力を直接的又は間接的に有することとされている。

⁴ 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い等で用いられている「特別目的会社」は、会社以外の会社に準ずる事業体も含まれているため、本論点整理では、我が国での取扱いと同様に、Special Purpose Entity (SPE) を「特別目的会社」として用いることとする。

はなく、その他の手段による場合にも存在するという点を明示している。

19. なお、会計基準における検討とは別に、平成 20 年（2008 年）5 月に、IASB 及び FASB（米国財務会計基準審議会）から公表されたディスカッション・ペーパー「改善された財務報告のための概念フレームワークに関する予備的見解：報告企業」（以下「報告企業ディスカッション・ペーパー」という。）では、報告企業概念及び関連する論点に関する両審議会の予備的見解が示されている。報告企業ディスカッション・ペーパーにおいて、企業の支配は、他の企業の財務及び営業の方針を左右する能力であり、当該他の企業からの便益を得て（又は損失の発生を抑え）、その便益の量を増加、維持又は保全する（又は損失額を減少させる）こととされている。
20. 支配をパワーと同義とせず便益を得る能力を含めている理由として、報告企業ディスカッション・ペーパーでは、ある企業が、単に受託者又は代理人として、別の企業に対するパワーを持つような状況を排除するためであるとしている。また、同ペーパーは、ある企業が別の企業に対するパワーを有するものの、そうしたパワーから便益を獲得する能力がない場合、これらは、株式投資家や貸付者、あるいは他の資本提供者にとって関心のある企業グループとはいい難く、また、便益を獲得する能力がない場合、ある企業が他の企業に持つ持分は、当該企業の資源やその資源に対する請求権、その資源や請求権を変動させる取引等に重要な影響を及ぼす可能性が低いとしている。
21. IASB 公開草案でも、ある企業（依頼人）は、代理人（依頼人のために行動する者。主として依頼人のリターンのために、委任された他の企業の活動を左右する能力を使わなければならない。）を通じてパワーを有することができるとしており、逆に、ある企業が代理人として行動する場合、その企業はパワーを有していないとしている。

今後の方向性

22. 企業結合会計基準及び国際的な会計基準における取扱いに鑑みて、今後、連結会計基準における支配の定義において、リターン⁵の要素も加味することが考えられる。この場合、「支配」とは、IASB 公開草案での考え方にならって、ある企業が自らのためにリターンを生み出すように、他の企業の活動を左右するパワーを有していることをいうものとする。支配に関する 2 つの要素は、次のように考えられる。
 - (1) 「他の企業の活動を左右するパワーを有すること」には、他の企業の営業及び財務の方針を決定できることのほか、自らのリターンに影響を与える他の企業の活動に関連する行動をとることができることが含まれる。

⁵ IASB 公開草案では、IAS 第 27 号において用いられていた便益（ベネフィット）をリターンに置き換えており、本論点整理でもリターンの用語を用いている（第 22 項(2)参照）。

(2) 「リターン」は、投資のみならず他の企業への幅広い関与から生じ、当該他の企業の活動によって変動するものであり、プラスにもマイナスにもなり得るものである。

この結果、事業を営む典型的な企業のみならず、特別目的会社に対する支配についても、定義上、包含されることがより明確になるものと考えられる。なお、この場合には、企業結合会計基準における支配の定義も同様に見直し、また、関連会社の定義も、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、ある企業が自らのリターンのために、子会社以外の他の企業の活動を左右するパワーに対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業のように見直すこととなる⁶。

23. もっとも、他の企業に対する支配が、パワーの要素とリターンの要素の両方を含む定義に変更された場合においても、既に我が国では緊密な者や同意している者の考え方を採用することにより、議決権の所有割合が100分の50以下であっても事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されている。このため、事業を営む典型的な企業と特別目的会社を区別することなく、その支配力基準の考え方（第13項参照）を引き続き適用することが適当と考えられる。

この結果、事業を営む典型的な企業については、他の企業に対する議決権のある株式の保有を中心とした関与が、パワーの要素とリターンの要素による支配と考えられるため、現行の支配力基準の適用の仕方を変える必要はないものと考えられる。一方、特別目的会社については、他の企業に対する議決権のある株式等の保有を基礎とした現行の支配力基準の下、議決権のある株式等の直接的な保有が少ないことやリターンの要素を考慮することなどにより、その考え方を具体的に適用することなどが考えられる。

24. また、他の企業に対する支配をパワーの要素とリターンの要素の両方を含む定義に変更することによって、リターンの要素が乏しく代理人として機能している者がパワーの要素のみによって他の企業を支配している場合があるという実務上の解釈や、いわゆるゼロパーセント連結の具体的な運用についても、整理されるものと考えられる。

⁶ 平成20年（2008年）12月に公表されたIASB公開草案においては、IAS第27号と同様に、関連会社は、企業グループを構成しないこととしている。このため、評価の手法ではなく、未実現利益の消去など連結手続と同様の手続を必要とする持分法の位置づけが不明確であるという指摘がある。また、IASBでは、重要な影響力について十分に議論されていないが、IASB公開草案とIAS第28号「関連会社に対する投資」との間で不整合が生じる可能性があると考えている。IAS第31号「ジョイントベンチャーに対する投資」に関する公開草案（ED）第9号「共同アレンジメント」への対応とともに、IASB公開草案では、この論点を検討することは、すべての企業に対する投資に関して一体的な処理を定めることができると指摘し、「IAS第28号に関連して生じる問題を検討する別のプロジェクトの一部として提案する観点から、重要な影響の定義及び持分法の使用について、ボードは検討を行うべきと考えるか」という質問項目を含めている。

【論点 2】 連結対象となる企業について

検討事項

25. 連結対象となる企業としては、会社が想定されている場合が多いが、会社以外の企業も連結対象となり得る。このため、どのような企業であれば、連結対象となるかについて、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえて検討する。

我が国の会計基準における取扱い

26. 連結会計基準第 5 項において、「企業」とは、会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）を指すとしている。
27. これを受けて、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」では、会社に準ずる事業体には、「資産の流動化に関する法律」に基づく特定目的会社や「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資法人、「中間法人法」に基づく中間法人⁷、投資事業組合、海外における同様の事業を営む事業体、パートナーシップその他これらに準ずる事業体で営利を目的とする事業体が該当するものと考えられるとされている。このように、一般に、会社以外の法人は、会社に準ずる事業体として取り扱われていると考えられる。
28. また、連結会計基準では、法人格がなくとも会社に準ずる事業体として組合を明示している。このため、民法上の任意組合や商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律による投資事業有限責任組合、有限責任事業組合契約に関する法律による有限責任事業組合は、連結対象となり得る企業に含まれると解されている^{8 9}。
29. なお、組合に対する出資者は、個別財務諸表上、原則として、組合財産に関する貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で計上する方法（いわゆる純額法）により処理するものとされている（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 132 項）。ただし、

⁷ 中間法人は、平成 20 年 12 月施行の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき、同法に基づく一般社団法人に移行している。

⁸ 例えば、実務対応報告第 20 号及び実務対応報告第 21 号参照。

⁹ ただし、我が国における建設業のジョイントベンチャーは、現行会計実務上は毎年一定の時期に規則的な決算を行うことなく、構成員各社の会計に組み込む形態となっているため、連結実務上では個別の組織体として認識しないことが適切と考えられている（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q&A」Q12 の A なお書き参照）。これは、民法上の任意組合に相当するものであっても、個々の持分ごとに分別管理しているなど、団体が弱く当該組合の決算を行うことがないという実態を反映したものである。

その契約内容の実態及び経営者の意図を考慮して、経済実態を適切に反映するように、貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を計上する方法（いわゆる総額法）により処理することも考えられ、また、状況によっては貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書については損益項目の持分相当額を計上する方法（いわゆる折衷法）も認められている（金融商品実務指針第 308 項）。このような会計処理の方法は、民法上の任意組合が、団体的な拘束を受けるものの、組合財産が総組合員の共有に属すると規定されていることや、商法上の匿名組合では、営業によって生じた利益を匿名組合員に分配すると規定されているという法形態の考慮があるものと考えられる。

30. 信託¹⁰は、財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、会社に準ずる事業体に該当するとはいえないとされている（実務対応報告第 23 号 Q2 の A3）。また、その受益者は、原則として、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うため、信託財産のうち持分割合に相当する部分を受益者の貸借対照表における資産及び負債として計上し、損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理する方法（いわゆる総額法）によるものとされている（実務対応報告第 23 号 Q3 の A3（1））。

ただし、受益者が複数である金銭の信託については、受益権を有価証券又は有価証券に準じて会計処理するが、当該信託の中には、連結財務諸表上、財産管理のための仕組みとみるより、むしろ子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合があることなどから、この場合には、当該受益者の連結財務諸表上、子会社及び関連会社に該当することがあり得ると考えられている（実務対応報告第 23 号 Q2 の A3）。また、受益者が複数である金銭以外の信託の受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難な場合¹¹にも、同様と考えられている（実務対応報告第 23 号 Q3 の A3

¹⁰ ここでの信託は、委託者が当初受益者となるもの（いわゆる自益信託）を前提としている（実務対応報告第 23 号脚注 1）。なお、委託者以外の第三者が当初受益者となるもの（いわゆる他益信託）のうち、受益者が信託行為に定められた要件を満たすまで受益権を有しない場合は、受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）と類似している。目的信託については、「委託者がいつでも信託を終了できるなど、通常の信託とは異なるため、原則として、委託者の財産として処理することが適当であると考えられる。ただし、信託契約の内容等からみて、委託者に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであると認められる場合には、もはや委託者の財産ではないものとして処理する（実務対応報告 23 号 Q6 の A）」とされている。これらを踏まえれば、他の会計基準等において定められている場合を除き、委託者が信託の変更をする権限を有しており、委託者である当該企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであると認められない場合には、会計上、委託者である当該企業の財産として処理することが適当であると考えられる。また、この場合には、いわゆる総額法による処理と同様となり、自益信託と同様に、改めて子会社や関連会社に該当するか否かについて判定する必要はないものと考えられる。

¹¹ 例えば、受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合や受益者が多数（多数になると想定されるものも含む。）となる場合が該当する（実務対応報告第 23 号 Q3 の A3（2））。

(2))¹²。このように、信託は、実務対応報告第 23 号により子会社及び関連会社に該当する場合を除き、連結財務諸表上、「会社に準ずる事業体」としては取り扱われないこととなると解されている（実務対応報告第 23 号脚注 5）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際的な会計基準における取扱い）

31. 国際財務報告基準では、IAS 第 27 号において、子会社とは他の企業により支配されている企業（第 14 項参照）をいい、当該企業には、パートナーシップなど法人格のない企業を含むとしている。また、SIC 第 12 号は、IAS 第 27 号が具体的に触れていない特別目的会社（リース、研究開発活動又は金融資産の証券化など、限られたかつ十分に明確化された目的を達成するために設立される会社、トラスト、パートナーシップなどの事業体）の連結を取り扱っている。
32. 米国会計基準では、改訂解釈指針（FIN）第 46 号「変動持分事業体の連結－ARB 第 51 号の解釈」において、企業は、活動を遂行し又は資産を保有するための法的なストラクチャーとされており、法人格の有無にかかわらず、会社、パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、トラスト等を含むとされている。

（国際的な会計基準の動向）

33. 平成 20 年（2008 年）12 月に公表された IASB 公開草案において、子会社は、他の企業（親会社）によって支配される企業であり、パートナーシップやトラストのような法人格のない企業を含むとされている。
34. なお、平成 20 年（2008 年）5 月に IASB 及び FASB から公表された報告企業ディスカッション・ペーパーでは、法的企業に限らず、個人事業や支店、企業グループ等も、特定の財務報告の対象となる報告企業（又は報告実体）に該当するため、報告企業を現在及び将来の株主、貸付者及びその他資本提供者にとって関心のある事業活動の区切られた領域として幅広く示されるものとしている。また、グループ報告企業（1 つの単位として示される 2 つ以上の企業から構成される報告企業又は報告実体）は法的企業のグループに限られないが、法的企業のグループに焦点を当てるのは、法的には独立している複数の企業が 1 つの単位として表示されるべきかどうかが多岐にわたる問題となることが多いからであるとしている。

¹² この場合、当該受益者の個別財務諸表上、受益権を信託に対する有価証券の保有とみなして評価する（実務対応報告第 23 号 Q3 の A3（2））。

今後の方向性

35. 前述したように、連結会計基準に基づき、会社は、連結対象となり得る企業であり、また、一般に、会社以外の法人は、会社に準ずる事業体として取り扱われている。今後このような取扱いに異論はないと考えられる。
36. 組合は、法人格はないものの、連結会計基準において、会社に準ずる事業体として明示されていることから、連結対象となり得る企業に含まれると解されている（第 28 項参照）。一方、信託は、財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、会社に準ずる事業体に該当するとはいえないと解されている（第 30 項参照）。これらは、経済的な機能が類似している場合も少なくないが、組合であるか信託であるかによって、出資者又は受益者の会計処理が異なる場合がある。組合や信託が、会計上、会社に準ずる事業体にあたるか否かを考えるにあたっては、その会計処理とも大きく関係するため、今後、これらの取扱いができるだけ整合するよう見直していくことが考えられる。
37. その場合、組合への出資者や信託の受益者においては、いずれも、法律上の取扱いに加えて経済的な実態を考慮し、原則としてその財産や損益が出資者又は受益者に帰属するように会計処理されているという特徴があるため、今後、会計基準等を見直す場合には、次のように整理することが考えられる¹³。

(1) 出資者又は受益者の個別財務諸表における取扱い

原則として、いわゆる総額法によるが、出資者又は受益者が組合や信託の財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことが困難な場合（脚注 11 参照）や適当ではない場合¹⁴には、個別財務諸表上、いわゆる純額法によることが考えられる。

(2) 出資者又は受益者の連結財務諸表における取扱い

いわゆる総額法によっている場合、出資者又は受益者に帰属する分は、その個別財

¹³ このような場合には、連結会計基準のほか、例えば、企業会計基準適用指針第 22 号や実務対応報告第 20 号なども見直されることとなる。

¹⁴ 例えば、単なる資金運用である場合などが考えられる。

また、民法上の任意組合と異なり、商法上の匿名組合では、単に、匿名組合員による出資を受けた営業者が匿名組合に関する営業によって生じた利益を分配するものであるため、匿名組合への出資者はむしろ原則として純額法とすることも考えられる（ただし、これらの場合には、連結財務諸表において、連結の範囲に含めるかどうかの対象とすることとなる（第 37 項(2)参照）。）。一方、匿名組合についても、その契約内容の実態及び営業者の意図によっては、その経済実態を適切に反映するように、総額法とするのが適当であるという意見もある。

さらに、匿名組合への出資は営業者に対する債権であり、また、匿名組合事業は営業者における営業の一部であることから、匿名組合は、そもそも任意組合と異なり、会社に準ずる事業体に該当するとはいえないのではないかという意見がある。この場合には、匿名組合自体ではなく、匿名組合員が営業者を支配していれば、営業者が子会社になるという取扱いになる。このように、特に匿名組合に関しては様々な見方があることから、今後、会計基準等を見直す場合には、実態に応じてさらに整理する必要がある。

務諸表において既に反映されている¹⁵ため、組合や信託を連結の範囲に含めるかどうかの対象としない（すなわち、会社に準ずる事業体には該当しない）ものとする考えられる。

また、個別財務諸表上、いわゆる純額法によっている場合には、連結財務諸表では、組合や信託を連結の範囲に含めるかどうか検討することが考えられる¹⁶。

【論点 3】 特別目的会社の取扱いについて

検討事項

38. 我が国では、平成 10 年 10 月に公表された子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いにより、一定の要件を満たした特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている（第 3 項参照）。支配力基準の下、特別目的会社をどのように取り扱うのかについて、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえて検討する。

我が国の会計基準における取扱い

39. 第 3 項で示したように、次の要件を満たした特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている。

- ・ 特別目的会社は、「資産の流動化に関する法律」（資産流動化法）上の特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体であること
- ・ 当該特別目的会社に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること
- ・ 当該特別目的会社は、譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること

40. これは、資産流動化法上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分から得られる金銭により資産対応証券の元本や金利、配当の支払を行う業務）及びその附帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目

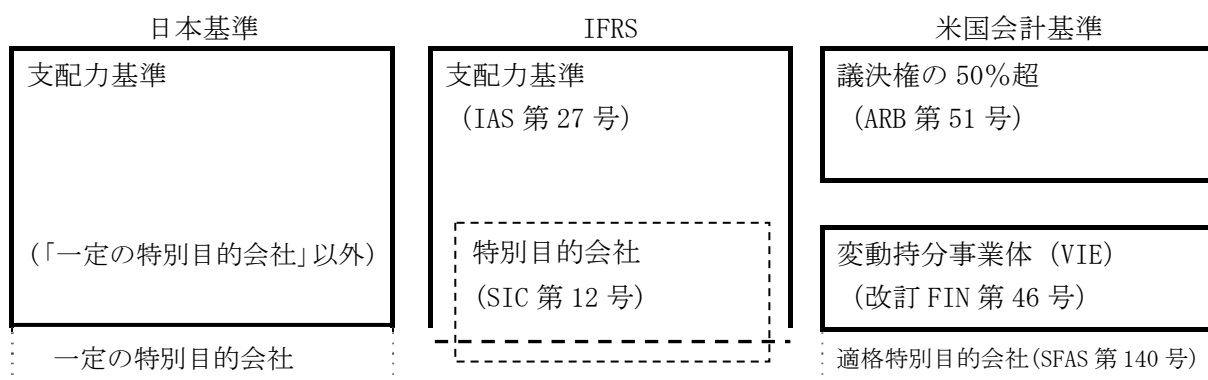
¹⁵ この場合には、出資者又は受益者と組合又は信託との間で生じた内部取引や内部利益は除去されるものと考えられる（この点については、企業会計原則第二 3E 及び注解注 11 を参照のこと。）。なお、個別財務諸表上、いわゆる純額法によっている場合にも同様の処理が必要となるかどうかについては、引き続き検討する必要がある。

¹⁶ この場合でも、運用を目的とする金銭の信託のように、その損益が受益者の個別財務諸表に反映されているような場合には、連結の範囲に含めるかどうかの対象とする必要はないと考えられる。

の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当であることから設けられたものと考えられる。また、事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体についても、同様に取り扱うことが適当とされている¹⁷。

41. 特別目的会社について、このような取扱いが設けられているのは、その財務及び営業の方針が事前に決定されており、かつ、自己の計算においてその議決権を所有していない場合であっても、連結会計基準では、緊密な者や同意している者の考え方をを用いることにより、当該特別目的会社が連結の範囲に含まれることがあることによるものと考えられる。これは、後述する国際的な会計基準と異なり、我が国においては、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う支配力基準が広く採用されている（第13項参照）ことを前提に、通常は支配していないと考えられる形態をあらかじめ整理したものと考えられる。

[図表1] 支配力基準の適用に関するイメージ



42. また、資産の流動化を目的として一定の要件の下で設立された特別目的会社の子会社に該当し連結対象とされた場合には、譲渡者の個別財務諸表では資産の売却とされた取引が、連結財務諸表では消去されて資産の売却とされない処理となり、不合理ではないかという指摘にも対応したものとされている。

43. しかしながら、特別目的会社を利用した取引が拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかという指摘があり、第5項で述べられているように、当面の対応として、企業会計基準適用指針第15号により、開示対象特別目的会社の概要や取引金額等の開示が行われている（開示については、【論点4】参照）。

¹⁷ この点については、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ&A」Q3のAを参照のこと。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

(国際財務報告基準における取扱い)

44. 国際財務報告基準では、SIC 第 12 号において、IAS 第 27 号が具体的に触れていない特別目的会社に関する連結の範囲を取り扱っている。そこでは、特別目的会社を、リース、研究開発活動又は金融資産の証券化など、限られたかつ十分に明確化された目的を達成するために設立された企業としており、会社、トラスト、パートナーシップ、法人格のない事業体などの形態をとるものとしている。SIC 第 12 号では、企業と特別目的会社の間の実質により、特別目的会社が企業によって支配されていると示されている場合には、特別目的会社は連結されなければならないとしている。

45. SIC 第 12 号では、IAS 第 27 号の定めにより、企業が特別目的会社に対する持分をほとんど又は全く所有しない場合でも支配は存在することがあるため、特別目的会社の活動の事前決定（「自動操縦」による運営）その他を通じて、特別目的会社に対する支配が生じることはあり得るとしている。このため、すべての関係要因を勘案して支配を判断することが必要であり、以下のような状況は、企業が特別目的会社を支配し、これを連結する可能性があるとしている。

(1) 実質的に、企業が特別目的会社の運営から便益を得るように、当該企業の特定の事業上のニーズに従って、特別目的会社の活動がその企業のために行われる場合

(2) 実質的に、企業が、特別目的会社の活動の便益の過半を得るための意思決定の権限を保有している場合、又は、「自動操縦」の仕組みを設定することにより、当該企業が、意思決定の権限を委託している場合

(3) 実質的に、企業が、特別目的会社の便益の過半を獲得する権利を持ち、そのため、特別目的会社の活動に伴うリスクに晒され得る場合

(4) 実質的に、企業が、特別目的会社の活動からの便益を得るために、特別目的会社又はその資産に関連した残余又は所有のリスクの過半を保持している場合

(米国会計基準における取扱い)

46. 米国会計基準では、議決権を介在させない契約などの仕組みを用いている特別目的会社などの事業体に、ARB 第 51 号にいう議決権の過半数所有という規準を適用しようとすると、支配的財務持分を有する企業を適切に特定できないことがある。このため、改訂 FIN 第 46 号「変動持分事業体の連結—ARB 第 51 号の解釈」により、過小資本のため又は所有者持分に対する投資家が支配的財務持分の保有者の特徴を欠いているため、議決権の所有状況により支配的財務持分の有無を分析するのが適切でない変動持分事業体

(VIE) についての指針が提供されている。改訂 FIN 第 46 号では、VIE の期待損失又は期待残余利益の過半を負担又は享受する変動持分の保有者（主たる受益者）が、VIE を連結する。

47. 改訂 FIN 第 46 号は、非営利組織（財務会計基準書（SFAS）第 117 号）や従業員給付制度（SFAS 第 87 号）などのほか、適格特別目的会社（SFAS 第 140 号）も適用対象外としている。適格特別目的会社は、譲渡者から明確に区別され、その活動、保有する資産の種類や処分の方方も限定されているものを想定している。

（国際的な会計基準の動向）

48. 平成 20 年（2008 年）12 月に公表された IASB 公開草案では、すべての企業を連結するにあたって適用可能な支配の考え方を示している（第 17 項参照）。これは、IAS 第 27 号で示す伝統的な支配モデルを用いた評価が難しい場合があるために SIC 第 12 号が開発されたものの、IAS 第 27 号における伝統的支配モデルと SIC 第 12 号で想定されているリスク経済価値モデルには相違があるという指摘も多いことによるためといわれている。

49. ただし、支配の具体的な適用においては、事業を営む典型的な企業については、従来どおり、自らのリターンのためにその戦略的な営業及び財務の方針を決定することができるかどうかから判断され、組成された企業（議決権や他の契約により活動が左右されない程度までその活動が制限された企業をいい、議決権に基づく判定や意思決定機関の支配のように典型的な方法からは支配しているかどうか判別できない特別目的会社及び類似の企業を指す。）については、次を含む関連するすべての事実や状況を考慮することが考えられている（第 17 項及び第 18 項参照）。

(1) 組成された企業の目的及びデザイン

(2) 組成された企業への関与から生じるリターン

(3) 組成された企業の活動（その活動を左右する戦略的な営業及び財務の方針が事前決定されている程度を含む。）

(4) 関連するアレンジメント

(5) 制限された又は事前に決定された戦略的な営業及び財務の方針を変更する能力

(6) 他の者の代理人として行動するか又は他の者がその代理人として行動するか

50. また、IASB 公開草案では、他の企業の活動を左右することができるパワーは、企業の行動や状況によって変化し得るため、支配の判断は継続的に行うことが提案されている。しかし、他の企業に対するパワーの変化を伴わずにリターンが変化する場合には、全くリターンを享受（又は負担）しなくなる場合を除き、支配を獲得したり喪失したりはしないことが考えられている。

51. IASB での動きとは別に、FASB は、平成 20 年（2008 年）9 月に、公開草案「金融資産の譲渡に関する会計処理- SFAS 第 140 号の改訂-」（以下「SFAS 第 140 号公開草案」という。）を公表し、適格特別目的会社を SFAS 第 140 号から削除し、改訂 FIN 第 46 号の適用除外からも削除することを提案している。
52. また、同時に公開草案「改訂 FIN 第 46 号の改訂」（以下「改訂 FIN 第 46 号公開草案」という。）を公表し、これまでの適格特別目的会社を含む VIE に対する変動持分を有する企業に対して、定性的分析を用いて主たる受益者を決定し、定性的分析によって主たる受益者が存在するかしないかを決定できない場合にのみ、第 46 項で示されている現行の改訂 FIN 第 46 号における定量的分析を行うこと（VIE の期待損失又は期待残余利益の過半を負担又は享受する変動持分の保有者（主たる受益者）が VIE を連結すること）¹⁸を提案している。
53. 改訂 FIN 第 46 号公開草案における定性的分析では、企業が有する VIE に対する変動持分の性質の評価や、他の変動持分を有する者の関与と同様に、VIE に対するその他の関与の性質の評価、また、当該 VIE の目的及びデザイン（これらには、VIE が設立され変動持分を有する者に引き渡すためリスクを含む。）の考慮を求め、次のいずれの性質も有する場合、当該企業は VIE の支配的財務持分を有するものとみなされ、主たる受益者となるとしている。
- (1) VIE の活動（VIE の経済的な業績に影響を及ぼす行動を含む。）に重要な影響を及ぼす事項を左右するパワー
 - (2) VIE にとって重要となる可能性のある VIE からの便益を享受する権利、又は VIE にとって重要となる可能性のある VIE の損失を吸収する義務¹⁹
54. 改訂 FIN 第 46 号公開草案では、その適用に関する例示を掲げている。例えば、商業用不動産ローンや住宅ローンの証券化において、譲渡者が特別目的会社の劣後持分のすべてを保有し、サービサーを兼ねるような場合、VIE の業績を改善するために延滞や不良の資産を管理し、担保権を実行した不動産の運営に関し劣後持分保有者として承認する立場にあることなどから、VIE の活動に重要な影響を及ぼす事項を左右するパワーがあるものと考えられ、また、サービサーの報酬や劣後持分の保有により、VIE にとって重要となる可能性のある便益を享受する権利又は損失を吸収する義務があるため、譲渡者は主た

¹⁸ FASB では、定性的分析によって主たる受益者が存在するかしないかを決定できない場合があることは稀であると考えており、また、主たる受益者が存在する場合における主たる受益者の決定は、適切に判断されるのではないかと考えている。

¹⁹ この便益や損失の判断においては、定量的分析（VIE の期待損失又は期待残余利益の過半を負担又は享受する変動持分の保有者かどうか）を用いるべきではないとされ、VIE がデザインどおりに運営されるための明示的又は黙示的な財務上の責任を含むとされている。

る受益者とみなされるとしている。

55. また、現行の改訂 FIN 第 46 号では、VIE にあたるかどうかや主たる受益者にあたるかどうかを見直すこととなる事象を示しているが、改訂 FIN 第 46 号公開草案では、これらを削除し、継続的に判断することを提案している。これは、見直す事象を限定していることから生じる弊害を考慮するとともに、議決権を規準とする企業を連結するかどうかは継続的に判断されていることを踏まえ、VIE をこれと異なる取扱いとする合理的な理由はないと考えられたことによる。

今後の方向性

(特別目的会社の取扱いを削除するかどうか)

56. 我が国における現在の特別目的会社の取扱い（第 3 項及び第 39 項参照）については、次のような問題があるとの指摘がある。

(1) 特別目的会社の資産及び負債情報が適切に示されない

法的には有限責任であっても道義的な責任などから支配従属関係が存在する子会社の負債を負担するケースが多いが、関与のある特別目的会社が連結の範囲に含まれない場合、そのような負債が計上されないという問題が生じる。

また、持分比率がゼロ又は僅少であっても、支配従属関係が存在すれば、シナジー等を通じて間接的な便益やそれを生み出す資産が計上されるが、関与のある特別目的会社が連結の範囲に含まれない場合、それらも計上されないこととなる。

(2) 特別目的会社との取引が消去されない

支配従属関係が存在する企業集団における取引は、独立第三者間取引とは異なる条件で行われている可能性があり、また、連結手続上、内部取引として消去される。しかし、関与のある特別目的会社が連結の範囲に含まれない場合、当該特別目的会社との取引（さらには、関与のある特別目的会社同士の取引）が消去されない。

(3) 特別目的会社の取扱いについて幅のある解釈が行われている

平成 19 年 3 月に公表した企業会計基準適用指針第 15 号では、開示される対象範囲を具体的に定めるのではなく、当面の対応として、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三に基づき、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）を開示の対象とした（第 5 項参照）。その概要や取引金額等の開示は有用であると考えられるものの、実際の対象範囲は企業によって違いがある（すなわち、特別目的会社の取扱いについては、幅のある解釈が行われている。これには、実態と相違する解釈も含まれているのではないかという指摘もある。）。

57. 一方、次のような理由から、一定の要件を満たす特別目的会社に関する取扱いを、引

き続き設けることが適当であるという意見もある。

(1) 前項での指摘については、例えば、特別目的会社の負う債務が保有する資産以外には及ばない（ノンリコース債務）場合、むしろ特別目的会社を連結の範囲に含めることにより、過大な資産及び負債が計上されてしまうことになる。

(2) ある企業と関与のある特別目的会社であっても、意のままに当該特別目的会社を指揮できるわけではないため、一般的な子会社のように、当該企業と一体となって単一の組織体とみなすような支配従属関係とは異なる。このため、問題があるとされる指摘については、開示の見直しを図ることにより対応すべきである。

(3) 前述したように、我が国においては、実質的な支配力基準が既に広く採用されているものと考えられる（第 13 項参照）。したがって、国際的な会計基準と異なり、ある企業の財務及び営業の方針が事前に決定されており、かつ、自己の計算において当該企業の議決権を所有していない場合であっても、連結会計基準では、当該企業が連結の範囲に含まれることがあり得る。このため、一定の要件を満たす特別目的会社については、出資者等から独立しているものと判断することが適当であることも少なくないと考えられる。このため、一定の要件を満たす特別目的会社に関する取扱いを削除するのではなく、必要な要件や解釈を見直すことが適当である。

(4) 特別目的会社の子会社に該当し連結対象とされた場合には、譲渡者の個別財務諸表上、売却とされた取引であっても連結財務諸表上は売却とされない処理となるため、消滅の認識要件とともに検討すべきである。

58. 現在の特別目的会社に関する取扱いについては、問題があるという前述したような指摘（第 56 項参照）に加え、国際的な会計基準の動向も考慮すべきであるという意見もある。すなわち、IASB では、IAS 第 27 号と SIC 第 12 号を踏まえて、すべての企業の連結に適用可能な 1 つの統合された支配の考え方が示されていること（第 48 項参照）や、FASB では、連結の範囲外としている適格特別目的会社を削除する動きが見られること（第 50 項参照）から、我が国においても特別目的会社に関する取扱いを見直すべきではないかという意見がある。

59. また、資産の消滅の認識要件と特別目的会社の連結の範囲に関する懸念（第 57 項(4)参照）については、例えば、他の会社に商品を販売した取引において、当該他の会社への販売が売却処理されるかという問題と、当該他の会社の子会社に該当するかどうかという問題とは別のものであると同様に、資産の流動化取引においても別に考えられるのではないかという意見がある。

60. これらを踏まえれば、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い（子会社等の範囲の見直しに係る具体的

な取扱い 三) (第 3 項参照) を削除することが考えられるが、引き続き検討することとする。

ただし、仮に当該取扱いを削除する場合であっても、IASB 公開草案では組成された企業、改訂 FIN 第 46 号公開草案では VIE という形で、事業を営む典型的な企業とは区別して支配力基準の適用を考えているが、既に我が国においては、議決権の所有割合が 100 分の 50 以下であっても事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されている (第 13 項参照) ため、特別目的会社及び類似の企業に対しても、その支配力基準の考え方を引き続き適用することが適当と考えられる (第 23 項参照)。

[図表 2] 今後の支配力基準の適用に関するイメージ

日本基準	IFRS	米国会計基準
支配力基準 (特別目的会社)	支配力基準 (IASB 公開草案) — 事業を営む典型的な企業 — 組成された企業	議決権の 50% 超 (ARB 第 51 号) 変動持分事業体 (VIE) (改訂 FIN 第 46 号)

この際、資産の流動化に関する会計基準等を見直すかどうかの検討 (追加検討①とした第 61 項から第 65 項参照) のほか、緊密な者や同意している者の考え方をういた支配力基準が相当程度の幅をもって適用されることなどにより、出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当するようなことがないように考慮する必要がある (追加検討②とした第 66 項及び第 67 項参照)。さらに、特別目的会社が関連会社に該当するかどうかについて追加的に留意する点がないかについても検討する (追加検討③とした第 68 項及び第 69 項参照)。[参考 (取引例)]

(追加検討① - 流動化に関する会計基準等について)

61. 仮に、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い (子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三) を削除した場合 (第 60 項参照)、次のような特別目的会社を利用した資産の流動化に関する会計基準等を見直すかどうかの検討が必要になる。

- (1) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)
- (2) 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(以下「不動産流動化実務指針」

という。)

62. 例えば、金融商品会計基準における金融資産の譲渡に係る消滅の認識では、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転する要件として、譲受人が特別目的会社の場合には、譲渡された金融資産に関する利用が制限されていることもあることから、譲受人たる特別目的会社ではなく、当該特別目的会社により発行された証券の保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要であるとされている（金融商品会計基準(注4)及び第58項）。
63. また、不動産流動化実務指針では、不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理する（不動産流動化実務指針第5項）ものとし、さらに、リスクと経済価値の移転についての判断に関する考え方とその具体的な判断基準を示している。
64. 仮に、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い（子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三）を削除した場合、金融商品会計基準及び不動産流動化実務指針も見直すことが考えられるが、消滅の認識については国際的な会計基準でも今後検討が見込まれる項目であり、資産の消滅の認識要件と連結の範囲の取扱いは別のものであるとも考えられる。このため、特別目的会社の定義は、その特徴を考慮して見直すとしても、その概念は残しつつ、個別財務諸表における売却処理は、当面の間、既存の会計基準等に従って行うことが考えられる²⁰。また、個別財務諸表において売却処理がなされない場合でも、特別目的会社が連結の範囲に含まれるかどうか考慮することに留意する必要があると考えられる。
65. なお、特別目的会社の特徴としては、一般に、事業目的が限定されていることと活動内容が受動的であることが挙げられるが、今後も特別目的会社の概念を残す際には、いわゆるペーパーカンパニーとの相違である倒産隔離（資産譲渡者など関与を有している者が倒産した場合でも法的な隔離が図られていること）の点も考慮して、資産譲渡者など関与を有している者が自己の計算において他の企業の議決権を全く所有していないことを示していくことが考えられる。さらに、特別目的会社は、組成上、リスク負担の方法等があらかじめ契約等で定められている場合が多く、保有する資産等のリスクに対して議決権のある株式や出資の額が過小であることも、そのさらなる特徴として示していくことが考えられる。

²⁰ ただし、この場合でも特別目的会社の定義の見直しなど、既存の会計基準等について必要な整理を行う必要がある。

(追加検討② - 支配力基準の具体的な適用について)

66. 仮に、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い（子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三）を削除した場合（第 60 項参照）、特別目的会社に対する支配力基準の適用の仕方を検討する必要がある。これは、我が国においては、実質的な支配関係の有無に基づいて子会社の判定を行う支配力基準が広く採用されていることによる（第 13 項参照）。したがって、通常は支配していないと考えられる他の企業までもが子会社に該当するのではないかというような実務上の懸念を考慮することが必要であると考えられる。
67. この点については、例えば、自己の計算において当該他の企業の議決権を全く所有していない場合には、連結会計基準第 7 項(3)（第 12 項参照）から切り離して、さらに具体的な要件を加えることなどが考えられる²¹。すなわち、自己の計算において議決権を全く所有していない場合には、緊密な者及び同意している者の議決権の所有割合が 100 分の 50 超であって、かつ、一定の要件に該当していること（連結会計基準第 7 項(2)②から⑤のいずれか）に加え、例えば、当該他の企業が設立された目的や経緯、関与を有する者の役割等を検討するとともに、次のような点を考慮してパワーの要素とリターンの要素の双方を適切に勘案した上で、当該他の企業が子会社に該当するかどうかを判断することなどが考えられる。
- (1) 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合（連結会計基準第 7 項(2)③）、自らではなく、他の者にリターンが生じるような他の関与があるかどうか。契約等により他の企業の活動を左右することができたとしても、他の企業の活動を左右する能力を他の者のリターンのために使わなければならない場合には、支配の定義を満たさないため、当該他の企業は子会社に該当しないと考えられる（第 22 項及び第 24 項参照）。
- (2) 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合（連結会計基準第 7 項(2)③）、当該契約等が当該他の企業に関与する他の者によって解除されたり大きく変更されたりする可能性が実質的にあるかどうか。他の企業の活動を左右する能力を、他の者が取って代わることができる場合には、支配の定義を満たさないため、当該他の企業は子会社に該当しないと考えられる（第 22 項及び第 24 項参照）。

²¹ この他に、いったん、連結対象とするものの、経済的な実態を表わすために、同時に相殺して表示（又は資産から負債を間接控除して表示）するような会計基準を整備するという考え方もある。

(3) 他の企業の資金調達額の総額の過半について融資を行っている場合（連結会計基準第7項(2)④）、当該融資以外に、当該他の企業に関する重要となり得るリターンの変動を受ける劣後的な資金調達（当該融資に対する保証等を含む。）が他の者によって提供されているかどうか。他の企業の資金調達額の総額の過半について融資を行っている場合でも、他の者が、当該他の企業にとって重要となり得るリターンを有しているときには、支配の定義を満たさないため、当該他の企業は子会社に該当しないと考えられる（第22項及び第24項参照）。

（追加検討③ - 関連会社に該当するかどうかについて）

68. 子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三によって、一定の要件を満たした特別目的会社について、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定された場合、当該特別目的会社が出資者等の関連会社に該当することはあり得るが、どのような場合に該当するかどうかの判断に実務上、大きな幅があるといわれている。

69. このため、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三を削除するかどうかについて引き続き検討する（第60項参照）にあたって、仮に当該取扱いを削除しない場合でも、その出資者等の関連会社に該当するかどうかについて明確化する必要があるものと考えられる。一方、仮に当該取扱いを削除する場合には、その出資者等の関連会社に該当するかどうかについて追加的に留意する点がないかについても検討する。

【論点4】特別目的会社に関する開示について

検討事項

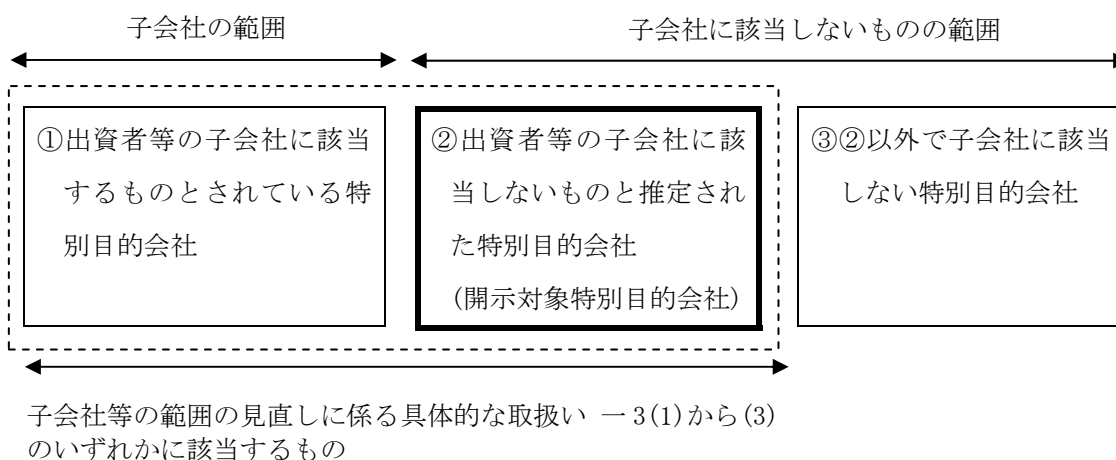
70. 第5項でも示したように、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに関する当面の対応として、平成19年3月に、開示対象特別目的会社の概要や取引金額等の開示を行うことを定めた企業会計基準適用指針第15号が公表された。今後、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三を削除するかどうかについて検討する（第60項参照）が、関連する開示についても、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえて検討する。

我が国の会計基準における取扱い

71. 企業会計基準適用指針第15号では、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）について、重要性が乏しいものを除き、次の事項を注記するものとしている。

- (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
- ① 開示対象特別目的会社の概要には、開示対象特別目的会社の数、主な法形態、会社（連結子会社を含む。本項において以下同じ。）との関係（開示対象特別目的会社の議決権に対する所有割合、役員の兼任状況など）が該当する。
- ② 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要には、会社と開示対象特別目的会社との取引状況（主な対象資産等の種類、主な取引形態、回収サービス業務や収益を享受する残存部分の保有などの継続的な関与の概要、将来における損失負担の可能性など）や取引の目的が該当する。
- (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等
- これには、会社と開示対象特別目的会社との間（開示対象特別目的会社間も含む。）で当期に行った主な取引の金額（資産の譲渡取引額など）又は当該取引の期末残高（資金取引に係る債権債務や債務保証、担保などの額）、当期の主な損益計上額（譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など）、開示対象特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額）が該当する。

[図表 3] 特別目的会社と子会社の範囲との関係



72. 開示対象特別目的会社の開示は、連結の範囲を再検討するまでの当面の対応であり、開示される対象範囲を具体的に定めるものではないものの、実際に適用した結果、開示された対象範囲が企業によって違いがある（すなわち、特別目的会社の取扱いについては、幅のある解釈が行われている。）ことが一層明らかになったという指摘がある（第 56 項(3)参照）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

73. 国際財務報告基準では、IAS 第 27 号及び SIC 第 12 号において、特別目的会社及びそれに類似する企業に関する固有の開示は定めていない。

(米国会計基準における取扱い)

74. 改訂 FIN 第 46 号では、他の基準で要求される開示に加え、VIE の主たる受益者は、次の開示を行うこととしている。

- (1) VIE の性質、目的、規模及びその活動
- (2) VIE の負債の担保とされた資産の帳簿価額及び分類
- (3) 連結された VIE の債権者（又は受益持分保有者）が、主たる受益者の一般債権に対する遡及権を有しない場合（ノンリコースの場合）はその旨

75. また、改訂 FIN 第 46 号では、主たる受益者ではないが VIE に対して重要な変動持分を保有する企業は、次の開示を行うこととしている²²。

- (1) VIE に対する関与の性質及びその関与を開始した時期
- (2) VIE の性質、目的、規模及びその活動
- (3) VIE に対する関与の結果生じる当該企業の最大損失見込額

(国際的な会計基準の動向)

76. 平成 20 年（2008 年）12 月に公表された IASB 公開草案では、組成された企業に関して、財務諸表利用者が次のような事項についても評価できるように、追加的な情報を開示すべきであるとしている。

- (1) 支配の基礎及び関連する会計処理の帰結（この点の評価ができるように、他の企業を連結するかどうかの結論を導くにあたって行った評価や重要な仮定及び判断）
- (2) 支配していない組成された企業への関与の性質と関連するリスク
 - ① 非連結の組成された企業について、設立した又はスポンサーとなっている企業や期末日に関与している企業は、当該非連結の組成された企業への関与についての情報を開示する。これには、当該組成された企業の性質、目的や活動を含む。（参考（開示例）[開示例 1]）
 - ② 非連結の組成された企業について、設立した又はスポンサーとなっている企業は、

²² 平成 20 年（2008 年）12 月に公表された FASB スタッフ意見書（FSP）FAS 第 140-4 号及び改訂 FIN 第 46-8 号では、暫定的に、VIE の主たる受益者である上場企業、主たる受益者ではないが VIE に対して重要な変動持分を保有する上場企業、VIE に変動持分を有するスポンサーである上場企業に対し、VIE の性質、目的、規模、及びその活動などの情報も追加的に開示することを定めている。また、同 FSP は、適格特別目的会社に金融資産を譲渡していないが、適格特別目的会社の変動持分を保有する上場企業であるスポンサー及びサービサーに対し、適格特別目的会社の性質、目的、規模、及びその活動などの情報も追加的に開示することを定めている。

関与から生じる総収益額や移転時における移転した資産の価値を、組成された企業の種類や異なるリスクをもたらす資産など、関連する活動ごとに区別して表形式で示す。

(参考(開示例) [開示例 1])

- ③ 非連結の組成された企業への関与から生じるリスクについての情報を、IFRS 第 7 号の開示の補完として開示する。この際、組成された企業への関与に関連する連結財務諸表上の資産及び負債の帳簿価額と科目、期末日における関与している組成された企業の資産の金額とその測定値、組成された企業への関与からの最大損失見込額の要約を、組成された企業の種類や資産の種類など、企業が晒されているリスクを示す分類ごとに区別して表形式で示す。また、企業が晒されているリスクを判断することに関連する組成された企業の資産、資金調達や損失見込に関するその他の情報も開示する。

(参考(開示例) [開示例 2])

さらに、契約上は要求されていない支援を行った場合には、その旨、金額や性質を含む支援の程度、理由及び影響の説明を行う。

77. IASB での動きとは別に、平成 20 年(2008 年)9 月に、FASB から公表された改訂 FIN 第 46 号公開草案では、まず、開示要請に係る全般的な目的(VIE に対する企業の判断や前提、連結された VIE の資産に対する制限の性質、VIE への関与に関連したリスクの性質やその変化、VIE への関与が企業に与える現在及び潜在的な財務上の影響についての理解を、財務諸表利用者に提供する)が明示された。開示を行うにあたって企業はこれを考慮し、その目的を達成するために、状況に応じ、企業は追加開示を行う必要があるとされている。また、VIE を個別に開示することが有益な追加的情報を提供しない場合、類似の VIE を合計して開示することができるとされている。

78. 次に、改訂 FIN 第 46 号公開草案では、主たる受益者、VIE に重要な変動持分を有するが主たる受益者でない企業、又は VIE に変動持分を有するスポンサーは、次の開示を行うこととしている。

- (1) 企業が VIE の主たる受益者であるか否かを決定する手法(これには、検討された重要な要因や用いられた重要な前提や判断、異なる結論を導くような異なる前提や判断を合理的に行う余地があったかどうかを含むが、これらに限定されない。)
- (2) VIE の連結に関し、直近の財務諸表における判断と今期の財務諸表における判断が異なる場合、変更の主な要因及び企業の財務諸表に対する影響
- (3) 企業は VIE に対し、契約上は要求されていない財務上の支援又は他の支援を提供したか否か。提供した場合には、その種類や金額、主な理由も開示する。
- (4) 企業の VIE への関与についての定性的及び定量的情報。これには次のことが含まれる。

- ① VIE の性質、目的、規模及びその活動（VIE の資金調達方法を含む。）
- ② 利用者が VIE の重要なリスク（変動持分保有者の資産に移転するものを含む。）を理解できることとなる情報を理解できることとなる情報
- ③ 企業に対し、VIE に対する財務上の支援の提供を要請する取決め（例えば、流動性コミットメントや資産を購入する義務等）の内容（企業に損失を生じさせる事象や状況を含む。）

79. また、改訂 FIN 第 46 号公開草案では、主たる受益者は、次の開示も行うこととしている。

- (1) 連結された VIE の資産及び負債の帳簿価額及び分類
- (2) 連結された VIE の資産が VIE の債務の決済のみに用いられる場合、資産と関連の負債の帳簿価額及び分類、これらの資産に対する制限の性質に関する定性的な情報
- (3) 連結された VIE の債権者（又は受益持分保有者）が、主たる受益者の一般債権に対する遡及権を有しない場合（ノンリコースの場合）はその旨
- (4) 第三者により提供された VIE に対する流動性枠、保証及びその他のコミットメントに関する定量的及び定性的情報
- (5) 連結された VIE の金融資産及び金融負債の公正価値（SFAS 第 107 号による開示とは別に行う。）

80. さらに、改訂 FIN 第 46 号公開草案では、他の基準で要求される開示に加え、VIE に重要な変動持分を有するが主たる受益者ではない企業、又は VIE に変動持分を有するスポンサーは、次の開示を行うことを提案している。

- (1) VIE に対する関与の結果生じる最大損失見込額（その決定方法及び企業の VIE に対する当該見込額の重要な源泉を含む。）
- (2) 最大損失見込額の額が企業の見積損失見込額を表さないと考えられる場合は、当該見積損失見込額。この開示が行われる場合、企業は見積損失見込額を決定する際に用いた手法（この内容には、検討された重要な要因や用いられた前提、VIE の主要なリスク、第三者による VIE への流動性、保証及びその他のコミットメントのような定性的及び定量的な情報を含む。）
- (3) VIE に対する変動持分に関して、財政状態計算書上の帳簿価額及び分類

今後の方向性

81. 【論点 3】において、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱い（子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三）を削除するかどうかは引き続き検討する（第 60 項参照）が、削除するかどうか

うかにかかわらず、特別目的会社の概念は今後も残すことが考えられる（第 64 項及び第 65 項参照）。また、国際的な会計基準では、連結対象とされた企業について追加の開示を行うことや、支配していないため連結対象としていないが関与のある者は組成された企業や VIE に関する開示を行うことなどが議論されている。このため、国際的な会計基準の動向を踏まえながら、企業会計基準適用指針第 15 号を改廃し、特別目的会社及びそれに類似する企業に関する開示を拡充していくものとする。

なお、特別目的会社に類似する企業としては、事業目的が限定されていなかったり活動内容が受動的ではなかったりするものの、特別目的会社と同様に、関与を有している者が自己の計算において他の企業の議決権を全く所有していなかったり、組成上、リスク負担の方法等があらかじめ定められていることや保有する資産等のリスクに対して議決権のある株式や出資の額が過小であったりすることが、その特徴として挙げられるものと考えられる（第 65 項参照）²³。

[図表 4] 開示が拡充される非連結の企業のイメージ

日本基準	IFRS	米国会計基準
支配力基準 (特別目的会社)	支配力基準 (IASB 公開草案) — 事業を営む典型的な企業 — 組成された企業	議決権の 50% 超 (ARB 第 51 号)
非連結の特別目的会社及び それに類似する企業	非連結の組成された企業	変動持分事業体 (VIE) (改訂 FIN 第 46 号)
		非連結の VIE

【論点 5】 支配が一時的な子会社について

検討事項

82. 支配が一時的な子会社について、我が国では連結の範囲に含めないこととされている。

一方、国際的な会計基準においては、一時的な支配を理由に子会社を連結の範囲から除外するのではなく、売却目的保有及び廃止事業の定義を子会社が満たす場合には、財務諸表上、その資産、負債及び損益を、その他通常の資産、負債及び継続事業の損益とは区分して表示するという方法が採用されている。このため、我が国においても、一時的に支配している子会社を連結の範囲に含めるかどうかについて、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえて検討することとする。

²³ この結果、受動的な流動化・証券化タイプのもののほか、能動的に資産運用を行っているタイプの企業も対象になり得るものと考えられる。

我が国の会計基準における取扱い

83. 連結会計基準第 14 項(1)において、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業は、連結の範囲に含めないものとされている。この点について、企業会計基準適用指針第 22 号第 18 項は、当年度において支配に該当しているものの、直前年度において支配に該当しておらず、かつ、翌年度以降相当の期間にわたって支配に該当しないことが確実に予定されている場合には支配が一時的であると定めている²⁴。
84. このように、我が国においては、支配が一時的な子会社は連結の対象外とされ、当該子会社への投資は、非連結子会社への投資として、原則として、持分法が適用されることになる（企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」第 6 項）²⁵と考えられる。また、非連結子会社に対する投資は、他の項目と区別して記載するか、又は注記の方法により明瞭に表示しなければならないとされているほか（連結会計基準第 33 項）、非連結子会社に関する事項を「連結の範囲等」で注記することが求められている（連結会計基準第 43 項）。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（国際財務報告基準における取扱い）

85. 国際財務報告基準では、以前の IAS 第 27 号において、我が国と同様に、支配が一時的である子会社については連結対象外とされていたが、平成 16 年（2004 年）に公表された IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動性資産及び廃止事業」によって、支配が一時的である子会社を連結対象外とする IAS 第 27 号の定めは削除された。このため、支配が一時的である子会社は、連結対象に含められるものの、IFRS 第 5 号の定める売却目的保有の定義を満たすため、その資産及び負債は、財政状態計算書上、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値²⁶のいずれか低い金額で測定され、その他の通常の資産及び負債と区分して表示される²⁷。また、当該子会社は IFRS 第 5 号の定める廃止事業の定義を満たすた

²⁴ 例えば、直前年度末において、所有する議決権が 100 分の 50 以下で支配に該当しておらず、かつ、翌年度以降その所有する議決権が相当の期間にわたって 100 分の 50 以下となり支配に該当しないことが確実に予定されている場合は、当年度における支配が一時的であると認められる、とされている。

²⁵ ただし、持分法の適用により、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合には、持分法の適用会社としないことができる。

²⁶ IFRS 第 5 号では、公正価値の測定に際して、個別資産の積上げではなく、子会社の純資産の公正価値を見積って、これに負債金額を加えたものとして資産の公正価値を計算するという簡便的な方法が認められている。

²⁷ 当該子会社の資産総額及び負債総額が、それぞれ一行にまとめて表示される（ただし、資産と負債の相殺は認められない。）。

め、その損益は、包括利益計算書上、継続事業の損益とは区分して表示される。

86. なお、IFRS 第 5 号では、財政状態計算書に表示した売却目的保有の資産又は処分グループの資産総額及び負債総額について、主要な種類別の資産及び負債の内訳の開示が求められているが、実務的な負担を考慮して、売却目的で取得した子会社については、こうした開示が免除されている。また、IFRS 第 5 号では、売却目的で取得した子会社が廃止事業の定義²⁸に明示的に含まれているため、当該子会社の損益は、廃止事業の損益として区分表示されるが、IFRS 第 5 号で求められている廃止事業の損益について内訳の開示について、売却目的で取得した子会社は免除されている。

(米国会計基準における取扱い)

87. 米国会計基準では、ARB 第 51 号において、我が国と同様に、支配が一時的である子会社については連結対象外とされていたが、平成 13 年（2001 年）に公表された SFAS 第 144 号「長期性資産の減損又は処分に関する会計処理」によって、支配が一時的である子会社を連結対象外とする ARB 第 51 号の定めは削除された。このため、支配が一時的である子会社は、連結対象に含まれるものの、通常、当該子会社は SFAS 第 144 号に定める売却目的保有の定義を満たすため、その資産及び負債は、財政状態計算書上、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、その他の通常の資産及び負債と区分して表示される²⁹。また、SFAS 第 144 号に定める廃止事業の定義³⁰を満たすため、その損益は、損益計算書上、継続事業の損益とは区分して表示される。
88. なお、SFAS 第 144 号では、IFRS 第 5 号と同様に、財政状態計算書に表示した売却目的保有の資産又は処分グループの資産総額及び負債総額について、主要な種類別の資産及び負債の内訳の開示や、損益計算書に表示した廃止事業の損益について内訳の開示が求められている。しかし、IFRS 第 5 号と異なり、SFAS 第 144 号には、売却目的で取得した子会社に対してこうした開示を免除する例外的な定めは存在しない。

²⁸ IFRS 第 5 号は、廃止事業を、既に処分されたか又は売却目的保有に分類されている企業の構成要素であり、かつ、①独立の主要な事業分野又は営業地域を表す、②独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する、統一された計画の一部である、又は、③売却のみのために取得した子会社である、のいずれかを満たすものと定義している。

²⁹ 当該子会社の資産総額及び負債総額が、それぞれ一行にまとめて表示される（ただし、資産と負債の相殺は認められない。）。

³⁰ SFAS 第 144 号は、①企業の構成部分を処分したか又は売却目的の保有として分類しており、②構成部分の事業及びキャッシュ・フローが、処分取引の結果、企業の継続事業から取り除かれた（又は取り除かれることになる）、かつ、処分取引の後に、企業が構成部分の事業にいかなる重要な継続的関与も持たない場合に、継続事業からの損益とは区分して廃止事業として報告することを求めている。また、企業の構成部分については、報告セグメント又は事業セグメント（SFAS 第 131 号）、報告ユニット（SFAS 第 142 号）、子会社又は資産グループかもしれないとされている。

(国際的な会計基準の動向)

89. IASB 及び FASB は、財務諸表の表示に関する共同プロジェクトの過程で、そこから切り離して、廃止事業の定義を統一することを決定し、それぞれ IFRS 第 5 号及び SFAS 第 144 号を改訂する公開草案を平成 20 年（2008 年）9 月に公表した。両公開草案では、現行の IFRS 第 5 号と同様に、取得時に売却目的保有の分類規準を満たす子会社については、① 廃止事業の定義³¹に含まれること、②売却目的保有の資産又は処分グループの資産総額及び負債総額の内訳及び廃止事業の損益の内訳に関する開示が免除されることが提案されている。

今後の方向性

90. 支配が一時的である子会社を、連結の範囲に含めない取扱いと、表示や注記の仕方を工夫した上で連結の範囲に含める取扱いとの間の相違については、引き続き検討するが、両者の取扱いが大きく相違しないとすれば、今後の国際的な会計基準の動向も考慮して我が国の連結会計基準を見直していくことが考えられる。この場合には、表示や注記の問題のほか、測定の問題を合わせて検討することが適当と考えられる³²。

91. まず、測定について、国際的な会計基準においては、支配が一時的である子会社が売却目的保有の定義を満たす場合、その資産及び負債は、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。我が国においても連結の範囲に含める場合には、国際的な会計基準の動向を踏まえた同様の考え方を検討することが考えられる。

92. 次に、表示及び注記については、当委員会で現在検討中である廃止事業のプロジェクトにおいて、本論点に関する対応として、①廃止事業の定義に売却目的で取得した子会社等を含め、財務諸表上、区分表示すること、②売却目的保有の資産又は処分グループの資産、負債及び廃止事業について求められる注記（資産総額及び負債総額の内訳、廃止事業の損益の内訳等）を当該子会社等には求めないことを検討することが適当と考えられる。

³¹ 公開草案は、廃止事業を、事業セグメントであり、既に処分されたかもしくは売却目的保有に分類されているもの、又は、取得時に売却目的保有としての分類規準を満たしている事業と定義している。なお、後者については、法的形態を限定しない方が望ましく、また、IASB と FASB が既に同じ事業の定義を用いているという理由で、子会社ではなく事業とすることとしている。

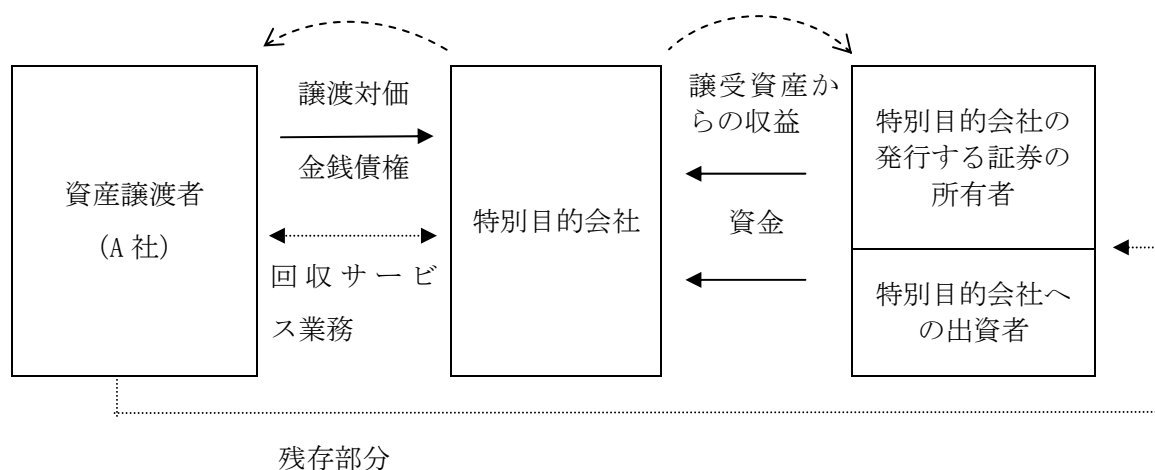
³² 仮に測定基準の検討を行わないまま支配が一時的である子会社を連結の範囲に含めた場合には、子会社全体として売却が予定されているにもかかわらず、個々の資産に関する減損などへの対応も含めた通常の連結と同様の会計処理が求められる。

参考（取引例）

以下の取引例は、本論点整理で示された【論点 3】及び【論点 4】についての理解に資するため、参考として示されたものであり、仮定として示された記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

【取引例 1】金融資産の流動化

（想定している取引のイメージ図）



（取引の概要）

A社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施している。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しており、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社がある。当該流動化において、A社は、前述したリース債権等を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を売却代金として受領する。

さらに、A社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保している。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、期末日現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を財務諸表に反映している。なお、いずれの特別目的会社についても、A社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もない。

（問題の所在と今後の方向性）

現行の連結会計基準等において、A社（資産譲渡者であり残存部分の保有者かつ回収サービス業者）は、特別目的会社の議決権のある株式等を有していないが、議決権のある

株式等の保有者との関係（当該保有者が緊密な者又は同意している者と判断され、A社が出資者と考えられる場合）と特別目的会社に対する継続的関与から、当該特別目的会社が、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 3(3)に該当している場合、A社の子会社となる。

しかし、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三で示されているように、現行では、当該特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されている場合には、当該特別目的会社の出資者等にあたるA社にとって、当該特別目的会社はA社の子会社に該当しないものと推定される。

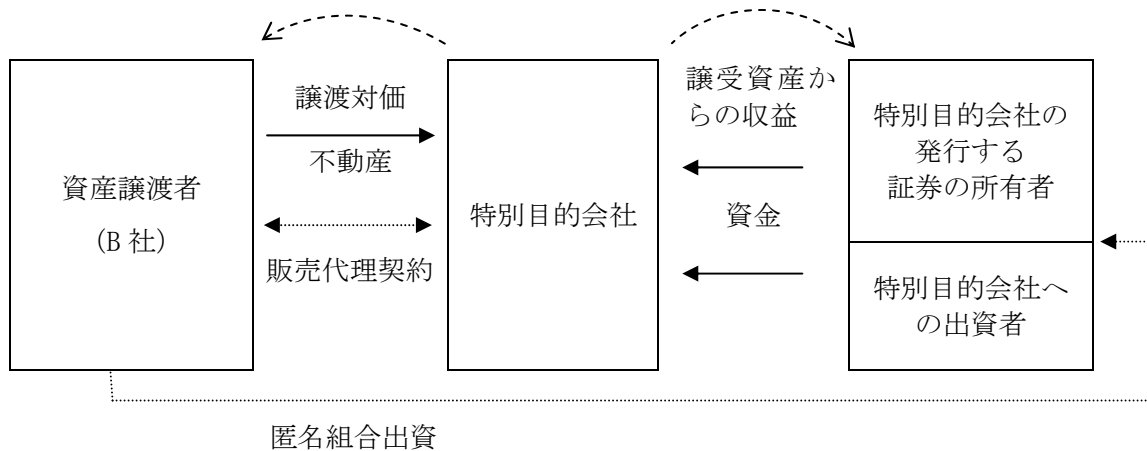
この取扱いについては、問題があるという指摘や見直しが必要という意見があり（第56項から第59項参照）、今後、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三を削除することが考えられるが、引き続き検討することとする。仮に削除した場合でも、既に我が国においては、緊密な者や同意している者の考え方をを用いることにより、議決権の所有割合が100分の50以下であっても事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されているため、現行の支配力基準の考え方を引き続き適用することが適当と考えられるが、次のような点を追加的に検討する（第60項参照）。

- ① 特別目的会社を利用した資産の流動化に関する会計基準等を見直すかどうか。この際、特別目的会社の定義は、その特徴を考慮して見直すとしても、その概念は残しつつ、個別財務諸表における売却処理は、当面の間、既存の会計基準等に従って行うことが考えられる（第64項参照）。
- ② 出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当するようなことがないかどうか。特別目的会社に対する支配力基準の具体的な適用について検討する（第60項ただし書き及び第66項参照）。
- ③ 特別目的会社が関連会社に該当するかどうかについて追加的に留意する点がないかどうか（第69項参照）。

さらに、企業会計基準適用指針第15号を改廃し、特別目的会社及びそれに類似する企業に関する開示を見直していくものとする（第81項参照）。

[取引例 2] 不動産の流動化

(想定している取引のイメージ図)



(取引の概要)

B社は、資金調達先の多様化を図るとともに、プロジェクト管理を明確化するため、特別目的会社（主に特例有限会社の形態によっている。）を利用し、不動産の流動化及び開発（主に分譲マンション）への投資（匿名組合出資）を実施している。また、B社は、これらの特別目的会社との間で開発完了後の当該開発物件に関する販売代理契約を締結している。当該特別目的会社による開発は、当初の計画に従い、総合建設会社に建築を発注し、また、B社等からの匿名組合出資のほか、各金融機関からのノンリコースローンによる資金調達により行われている。B社は、プロジェクト終了後、抛出した匿名組合出資金を適切に回収する予定であり、期末日現在、将来における損失負担の可能性はないと判断している。なお、建築や販売が計画どおりに行われない場合であっても、B社の負担は当該匿名組合出資金に限定される。また、いずれの特別目的会社についても、B社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もない。

(問題の所在と今後の方向性)

B社（資産譲渡者であり匿名組合への出資者かつ販売代理人）は、特別目的会社の議決権のある出資等を有していないが、議決権のある出資等の保有者との関係と特別目的会社に対する継続的関与から、当該特別目的会社が、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い — 3(3)に該当している場合、B社の子会社となる。

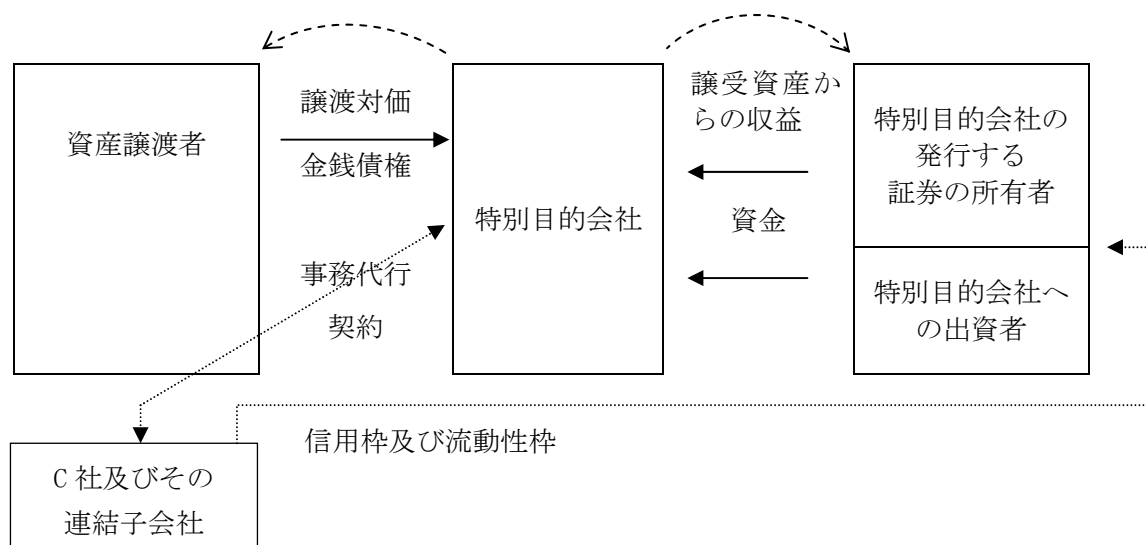
しかし、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三で示されているように、当該特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されている場合には、当該特別目的会社の出資者等に

あたる B 社にとって、当該特別目的会社は B 社の子会社に該当しないものと推定される。

この取扱いについては、問題があるという指摘や見直しが必要という意見があり、今後、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三を削除することが考えられるが、引き続き検討することとする。仮に削除した場合には、「(1)金融資産の流動化（問題の所在と今後の方向性）」で示した点を追加的に検討する。

[取引例 3] 顧客の資産の流動化

(想定している取引のイメージ図)



(取引の概要)

C 社は、顧客からの売掛債権買取業務を行う特別目的会社（株式会社及びケイマン法人の形態によっている。）に係るコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、信用枠及び流動性枠を供与している。当期において、実際に供与した額はない。C 社の連結子会社は、すべての特別目的会社に対し事務代行業務を行っている。なお、いずれの特別目的会社についても、C 社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もない。

(問題の所在と今後の方向性)

C 社（信用枠及び流動性枠を供与している者）及び連結子会社（事務代行業務を行っている者）は、特別目的会社の議決権のある出資等を有していないが、議決権のある出資等の保有者との関係と特別目的会社との関係状況から、当該特別目的会社が、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 一 3(3)に該当している場合、C 社の子会社となる。

しかし、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三で示されているように、当該特別目的会社は適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の

事業がその目的に従って適切に遂行されている場合には、当該特別目的会社の出資者等に
あたるC社にとって、当該特別目的会社はC社の子会社に該当しないものと推定される。

この取扱いについては、問題があるという指摘や見直しが必要という意見があり、今後、
子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三を削除することが考えられるが、引き
続き検討することとする。仮に削除した場合には、「(1)金融資産の流動化（問題の所在
と今後の方向性）」で示した点を追加的に検討する。

参考（開示例一平成 20 年（2008 年）12 月に公表された IASB 公開草案から）

以下の開示例は、本論点整理の【論点 4】において示された IASB 公開草案における開示項目の理解に資するため、参考として示されたものである。

【開示例 1】 非連結の組成された企業への関与の性質と程度

組成された企業

XYZ 銀行は、主に抵当権付ローンとクレジットカード債権の証券化に関して、様々な事業上の目的のため、そして投資家に投資機会を提供するために、証券化のアレンジメントを行っております。証券化を行う企業は、消費者向け及び企業向けの債権が投資家に売却される際の企業です。証券化を行う企業は、XYZ 銀行自体又は他の第三者によって創出された資産を取得し、その資金調達のために、コマーシャル・ペーパーや債務証券、資本商品を投資家に発行します。債権回収による金銭は、投資家によって提供された金融機能のために用いられます。

XYZ 銀行は、自らが創出した債権を保有する証券化を行う企業の多くを支配しているため、これらを連結しています。XYZ 銀行は、それらの企業の設立に関与した程度の結果として、そして債務不履行のときに資産を管理できるということから、自らの便益のためにリターンを生み出す企業の活動を左右するパワーを有しています。XYZ 銀行は、自らが創出した債権の売却後に関与がない場合には、その債権を保有する証券化を行う企業を連結しておりません。

XYZ 銀行は、また、第三者のために組成された企業の設立を行っております。これらの企業は、第三者の債権を証券化したり第三者によるリース資産を保有したり、また、投資目的のため（例えば、債務担保証券（CDO）は、投資家に投資機会を与えるため）に設立されます。XYZ 銀行は、一般に、第三者のために設立した又はスポンサーとなる企業を支配していませんが、しばしば、それらの企業にアセットマネージメントサービスの提供や後述するような関与があります。

設立した又はスポンサーとなっている企業

次の表は、資産の種類ごとに、XYZ 銀行が設立した又はスポンサーとなる証券化その他の投資を行う企業に対する XYZ 銀行の関与を要約しています。表は、各報告期間に認識された XYZ 銀行の収益（組成された企業を設立するために得た報酬やアセットマネージメント

サービスからの報酬から構成されています。)と証券化が行われた時点での証券化された資産の公正価値を示しています。場合によっては、組成された企業への投資や信用保証、流動性コミットメントの形で、XYZ 銀行は、組成された企業になんらかの関与を有しています。

非連結の企業における資産の種類	年間の総報酬額		
	20X8	20X7	20X6
債務担保証券 (CDO)	1,025	820	697
住宅ローン担保証券 (RMBS)	6,055	4,844	4,117
商業不動産担保証券 (CMBS)	878	703	597
リース資産	332	265	226
クレジットカード債権	189	151	128
合計	8,479	6,783	5,765

非連結の企業における資産の種類	1年間に証券化された資産		
	20X8	20X7	20X6
債務担保証券 (CDO)	14,650	11,720	9,962
住宅ローン担保証券 (RMBS)	86,500	69,200	58,820
商業不動産担保証券 (CMBS)	12,546	10,037	8,532
リース資産	4,739	3,791	3,223
クレジットカード債権	2,695	2,156	1,833
合計	121,130	96,904	82,370

さらに、次の表は、20X8 年 12 月 31 日に XYZ 銀行が何らかの関与を有している取引とそうではない取引について、資産の種類ごとに分けたものです。(以下 略)

【開示例 2】 非連結の組成された企業に関連するリスクの開示

次の表は、20X8 年 12 月 31 日における XYZ 銀行の組成された企業への関与を、資産の種類ごとに要約しています。XYZ 銀行の組成された企業への関与は、組成された企業への投資や信用保証、流動性コミットメントの形をとっています。

(1) 20X8年12月31日における非連結の組成された企業に関する最大損失見込額

非連結の企業における資産の種類	組成された企業における資産の帳簿価額	最大損失見込額				財政状態計算書における帳簿価額	
		合計	投資	信用保証	流動性コミットメント	資産	負債
XYZ銀行による創出						資産	負債
債務担保証券(CDO)	13,080	196	196			196	
第三者による創出							
債務担保証券(CDO)	92,780	6,031	1,856		4,175	1,856	(167)
不動産、信用関連及びその他の投資	167,400	6,944		248	6,696		(258)
リース資産	8,520	512	43		469	43	(2)
クレジットカード債権	42,000	1,260	1,260			1,260	
小計	310,700	14,747	3,159	248	11,340	3,159	(427)
合計	323,780	14,943	3,355	248	11,340	3,355	(427)

(2) XYZ銀行の財政状態計算書において認識された非連結の組成された企業に対する資産及び負債の帳簿価額

金融資産又は負債の種類	投資	信用保証	流動性コミットメント	合計	
				資産	負債
負債証券（損益を通じた公正価値で）	2,052			2,052	
貸付金及び投資（償却原価で）	1,303			1,303	
金融保証契約		(7)			(7)
引当金			(420)		(420)
合計	3,355	(7)	(420)	3,355	(427)

(3) 最大損失見込額

上の表で示される最大損失見込額は、性質上偶発的であり、流動性枠やXYZ銀行から組成された企業に提供される金融保証のような資金提供のコミットメントの結果として発生するかもしれません。組成された企業に対するXYZ銀行の投資も、減損による損失が生じる可能性があります。

最大損失見込額は、クレジットライン、保証、その他の信用性枠や流動性枠の金額から、計上された負債額を控除して算定されます。XYZ銀行の投資に関する最大損失見込額は、

帳簿価額です。最大損失見込額は、その損失見込額を減少させるように指定された XYZ 銀行のヘッジ活動の影響を考慮していません。

① 流動性コミットメント

XYZ 銀行は、債務担保証券 (CDO) 、不動産、信用関連及びその他の債権への投資を持つ組成された企業とリース資産を持つ企業に、流動性枠を提供しています。流動性枠は、組成された企業が借換えに問題がある場合に、その組成された企業が発行した証券を購入するコミットメントの形をとっています。

XYZ 銀行の最大損失見込額は、組成された企業が保有する資産の償却原価に限定されています。それは、第三者からの再投資がなく債務が償還される場合に、XYZ 銀行がその企業に資金を供給しなければならないかもしれないリスクを反映しています。

20X8 年 12 月 31 日現在、XYZ 銀行は、流動性枠に関して、420 百万 CU の負債を認識しています。負債は、流動性枠の下で引き出され返済されない金額の XYZ 銀行の最善の見積りを反映しています。XYZ 銀行は、現在の市況に照らし、CDO 企業、不動産、信用関連及びその他の投資を持つ企業のいくつかは、XYZ 銀行の流動性枠を用いなければ、資金の借換えができないと予想しています。これらの企業の信用状態の悪化は、流動性コミットメントの一部につき負担を伴うものとしています。

② 信用保証

XYZ 銀行は、いくつかの投資している企業に、金融保証契約の形で信用補完を提供しています。債務者が支払を履行しないときに投資家に発生した損失を、XYZ 銀行は埋め合わせなければなりません。

③ 組成された企業に対する投資

XYZ 銀行は、組成された企業の負債証券や資本証券を取得することにより投資を行っています。最大損失見込額は、20X8 年 12 月 31 日現在のこれらの投資の帳簿価額です。次の表は、投資の性質 (すなわち、劣後、メザニン、優先) ごとの組成された企業への XYZ 銀行の投資を表し、20X8 年 12 月 31 日に終了する事業年度に発生した損失の情報を示しています。

20X8 年 12 月 31 日現在の 最大損失見込額	合計	劣後持分	メザニン 持分	優先持分
非連結の組成された企業における資産の種類				
債務担保証券 (CDO)	2,052	2	1,954	96
リース資産	43			43
クレジットカード債権	1,260	7	50	1,203
合計	3,355	9	2,004	1,342

20X8年12月31日に終了する事業年度に発生した損失	損失 合計	劣後持分 の損失	メザニン 持分の損失	優先持分 の損失
非連結の組成された企業における資産の種類				
債務担保証券 (CDO)	1,190	9	1,146	35
リース資産				
クレジットカード債権	33	12	19	2
合計	1,223	21	1,165	37

(ア) 債務担保証券 (CDO)

XYZ 銀行は、多くの CDO 取引をアレンジしており、投資家に代わって CDO 企業の活動を管理しています。CDO 企業は、投資家に発行される証券の格付けを容易にするために設立されています。XYZ 銀行は、投資家の代理人として行動し、投資家によって承認された方針に従って企業の活動を管理するため、組成された企業を連結していません。

XYZ 銀行は、CDO の証券化取引における AA 以下の格付けのサブプライムローン担保証券を再度、証券化しており、それは、CDO の劣後証券から優先証券を作り出します。最も劣後の証券の保有者は、メザニン及び優先の証券の保有者の前に、損失に晒されています。一部の取引において、XYZ 銀行は、CDO 企業の優先の証券を重要性の乏しい金額だけ購入しました。20X8 年後半に、その多くが米国のサブプライムローンのエクスポージャーである一部の優先の CDO 証券の信用格付けが引き下げられました。この結果、XYZ 銀行は 35 百万 CU の損失となりました。

XYZ 銀行は、第三者によって創出されている資産からなる CDO 企業のメザニン及び劣後の証券に投資しています。XYZ 銀行は、CDO 企業が保有する劣後の証券に関して、20X8 年に 9 百万 CU の損失が発生しました。CDO 企業が保有する資産の価値の大幅な劣化のために、XYZ 銀行は、メザニンの証券への投資に関して、さらに 1,146 百万 CU の損失が発生しました。XYZ 銀行で発生した損失は、劣後の証券の保有者によって吸収される金額を上回る、CDO 企業で発生した損失を示します。

他の第三者によって提供されるファースト・ロス・プロテクションがすべて引き出されると、20X8 年 12 月 31 日現在、XYZ 銀行が保有する CDO 企業に対するメザニン持分 1,954 百万 CU があるために、当該銀行に損失が生じます。XYZ 銀行が関与する CDO 企業には、20X8 年 12 月 31 日現在、合計 105,860 百万 CU の資産があり、他の第三者は、XYZ 銀行に 10,000 百万 CU のファースト・ロス・プロテクションを提供していま

す。20X8年12月31日現在、XYZ銀行によるCD0企業への投資の帳簿価額2,052百万CUは、公正価値〔この例では、公正価値が測定された方法の説明は含まれていない〕で測定されています。

(イ) リース資産

XYZ銀行は、リース業務を行っており、組成された企業にしばしば保有される航空機やその他の実物資産の金融のアレンジを行っています。

20X8年12月31日現在、XYZ銀行が保有している組成された企業への優先の証券43百万CUは、公正価値〔この例では、公正価値が測定された方法の説明は含まれていない〕で測定されています。

(ウ) クレジットカード債権

XYZ銀行は、第三者によって創出されたクレジットカード債権を保有する証券化取引をする企業の優先、メザニン、劣後の証券へ投資しています。クレジットカードの証券化は、顧客がクレジットカード残高に対して支払うリボルビング方式であり、現金収入は新しい債権を購入し、証券化取引をする企業の債権を補充するために用いられます。

20X8年12月31日に終了する事業年度においては、クレジットカード支払の不履行がこれまでに例のないほど増加したため、XYZ銀行は、33百万CUの損失を被りました。減損損失12百万CUは、XYZ銀行が最も劣後の投資家であったエクスポージャーから生じました。さらに、いくつかのクレジットカード証券化企業では、劣後の証券が発生した損失を吸収するのに十分ではなかったために、メザニンと優先の証券へのXYZ銀行の投資は、21百万CUの減損損失を被りました。

より劣後の証券を第三者が保有していることによって提供されているロス・プロテクションがすべて引き出されると、20X8年12月31日現在、XYZ銀行が保有するクレジットカード証券化企業に対する優先の証券1,203百万CUのために、当該銀行に損失が生じます。XYZ銀行が関与する証券化取引企業には、20X8年12月31日現在、合計42,000百万CUの資産があります。第三者によって提供されているファースト・ロス・プロテクションは、5,000百万CUの損失を吸収します。さらに、XYZ銀行が損失に晒される前に、これらの企業に対するメザニンの証券の投資家が、14,600百万CUの損失を吸収します。20X8年12月31日現在、XYZ銀行によるクレジットカード証券化企業への投資の帳簿価額1,260百万CUは、公正価値〔この例では、公正価値が測定された方法の説明は含まれていない〕で測定されています。

以 上